

岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金交付要綱

(総則)

第1条 県は、岐阜県犯罪被害者等支援条例（令和3年岐阜県条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「犯罪」とは、条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- 2 この要綱において、「被害者」とは、犯罪によって、その生命又は身体に被害を受けた者をいう。
- 3 この要綱において、「再提訴」とは、被害者又は遺族が、犯罪による被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効の完成猶予及び更新のために行う再度の民事訴訟の提起をいう。
- 4 この要綱において、「対象犯罪行為」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- (1) 殺人、強盗致死傷罪、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、略取・誘拐、人身売買、逮捕・監禁、逮捕等致死傷、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
 - (2) 死亡ひき逃げ、ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷
 - (3) その他生命又は身体を害する行為で知事が必要と認めるもの
- 5 この要綱において、「重傷病」とは、対象犯罪行為による負傷又は疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- 6 この要綱において、「精神疾患」とは、対象犯罪行為に起因する精神の被害で、その療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- 7 前6項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

(助成対象費用等)

第3条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、再提訴に要した費用のうち、再提訴の際に裁判所に納める費用とし、その額は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の規定に基づき計算した額とする。

- 2 助成金の交付の回数は、一の損害賠償請求について、1回を限度とする。
- 3 助成金の額は、一の損害賠償請求について、33万円を上限とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象犯罪行為により死亡し、又は重傷病若しくは精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者
- (2) 再提訴をした日に岐阜県内に住所を有している者

(助成の制限)

第5条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる(第3号に該当する場合にあっては、助成金を交付しないものとする。)

- (1) 申請者(遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。以下この条において同じ。)が、国、他の地方公共団体その他のものの同様の制度により再提訴に要した費用の助成を受けた場合
- (2) 申請者が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、岐阜県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、知事が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

- (1) 対象犯罪行為により死亡したことに対する損害賠償請求の再提訴について助成金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - ア 損害賠償請求権を得た当初の判決書(全文)の写し
 - イ アの損害賠償請求権に係る刑事事件の判決書(事件番号、事件名及び被告人が分かるもの)の写し
 - ウ 再提訴に対する判決書(全文)の写し
 - エ 申請者が、再提訴をした日に岐阜県内に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等)
 - オ 助成対象費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 対象犯罪行為により重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求の再提訴について助成金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び病名の記載があるもの。精神疾患にあつては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことが明記されているもの。）

イ 前号アからカまでに掲げる書類

2 前項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出期限は、再提訴に対する判決を言い渡された日の翌日から5年を経過する日とする。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

（交付の決定、交付額の確定等）

第7条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があつたときは、必要に応じて関係機関への照会を行う等により、その内容を調査するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査により助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定及び交付額の確定を行い、岐阜県犯罪被害者等再提訴費用助成金に係る交付決定等通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条第2項の規定による通知を受けた日から20日を経過する日とする。

（交付）

第9条 知事は、第7条の交付の決定及び交付額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に助成金を交付するものとする。

（届出）

第10条 申請者は、第5条各号のいずれかに該当するに至つたときは、助成制限事項該当届出書（別記様式第3号）により速やかに知事に届け出なければならない。

2 申請者は、助成金の交付を受けた後に、加害者又はその関係者から助成対象費用の弁償を受けたときは、再提訴費用弁償届出書（別記様式第4号）に、その事実が確認できる書類を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第11条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、規則第17条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条各項の規定による届出を受けたとき。

(2) 第5条第1号若しくは第3号又は前条第2項に規定する場合に該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

2 知事は、第5条第2号に該当することが判明したときは、規則第17条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

3 知事は、前2項の規定により交付の決定を取り消した場合は、岐阜県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付取消決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 前条第1項又は第2項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（個人情報の保護）

第13条 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（調査）

第14条 知事は、必要に応じて、助成金の交付を受けた被害者又は遺族に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月5日から施行する。

別記

様式第1号（第6条関係）

岐阜県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

岐阜県知事様

ふりがな
申請者氏名

被害者との続柄

申請者の住所

電話番号 () -

岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

1 犯罪による被害について（分かる範囲でご記入ください。不明な箇所は空欄で結構です。）

被害を受けた方	氏名	
	生年月日	年 月 日
被害を受けた時	年 月 日	
被害を受けた場所	(市区町村名)	
被害の概要		
取扱警察署	警察署	

2 対象犯罪行為（岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金交付要綱第2条第4項に規定する対象犯罪行為をいう。以下同じ。）に対する処分等（該当する項目にレを記入してください。）

起訴

家庭裁判所送致

不起訴・起訴猶予

その他上記以外 ()

3 国、他の地方公共団体その他のものからの同様の助成の有無

なし あり ()

4 申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。

はい

いいえ

(裏面に続く)

5 再提訴に係る内容

種 類	
原告（債権者）等	
被告（債務者）等	
裁 判 所	
事 件 番 号 等	
再提訴をした時	年 月 日
印 紙 代	金 円
予 納 郵 券 代	金 円

6 交付申請額

金 円	上記 6 に記載した印紙代及び予納郵券代の合計額を記載。ただし、330,000 円を超える場合は、330,000 円とする。
-----	--

7 助成金振込先

振込口座	銀行・金庫・組合・農協	本店・	支店
	種別（当座・普通） 口座番号	フリガナ 口座名義	

8 添付書類

添付書類	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し <input type="checkbox"/> 損害賠償請求権に係る刑事事件の判決書（事件番号、事件名及び被告人が分かるもの）の写し <input type="checkbox"/> 再提訴に対する判決書（全文）の写し <input type="checkbox"/> 申請者が、再提訴をした日に岐阜県内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書 <input type="checkbox"/> 助成対象費用の額を証する領収証（原本）その他の支払費用の内容を証明することができる書類 <input type="checkbox"/> 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び病名の記載があるもの。ただし、精神疾患にあつては、入院日数の記載は要せず、通算3日以上労務に服することができないことが明記されているもの。） <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類 ・振込先預金通帳の表紙（口座番号及び口座名義が分かるもの）の写し 【注意】 ※住民票の写しその他の証明書については、発行日から3か月以内のもの ※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
------	---

私が提供する個人情報、岐阜県、岐阜県警察及び公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターが再提訴費用助成制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者

(自著)

(住所)
(氏名) 様

岐阜県知事

岐阜県犯罪被害者等再提訴費用助成金に係る交付決定等通知書

年 月 日付けで交付の申請及び実績の報告のあった標記の助成金について、下記のとおり岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定による交付の決定及び同規則第14条の規定による交付額の確定をいたしましたので、通知します。

記

1 助成金を交付します 助成金額 金 _____ 円

2 申請の取下げ

助成金の交付の申請をした者は、この決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から20日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事への届出

申請者は、助成を受けた助成対象費用について、岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は加害者若しくはその関係者から助成対象費用の弁償を受けたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4 交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は助成金の返還を命ずる。

- (1) 申請者から岐阜県補助金等交付規則第8条の規定による申請の取下げがあったとき。
- (2) 要綱第10条各項の規定による届出を受けたとき。
- (3) 要綱第5条第1号若しくは第3号又は要綱第10条第2項に規定する場合に該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付の決定を受けたとき。

要綱第5条第2号に該当することが判明した場合は、助成金交付決定の全部を取り消し、又は助成金の返還を命ずる。

5 その他 岐阜県補助金等交付規則及び要綱を順守すること。

助成制限事項該当届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者氏名 _____
被害者との続柄 _____
届出者の住所 _____
電話番号 () - _____

私は、岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第号に該当する者となったので、要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

（助成の制限）

第5条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる（第3号に該当する場合にあっては、助成金を交付しないものとする。）。

- (1) 申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。以下この条において同じ。）が、国、他の地方公共団体その他のものの同様の制度により再提訴に要した費用の助成を受けた場合
- (2) 申請者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

（住所）
（氏名） 様

岐阜県知事

岐阜県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付取消決定通知書

岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項又は第2項の規定により、再提訴費用助成金の交付の決定を取り消したので、通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象助成金額 金 円
- 3 取消事由
 - (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため。
 - (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため。
 - (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため。
 - (4) 要綱第11条第2項に該当したため。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 本業務に関して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(注) この特記事項は、本業務に携わる全ての者に適用するものとする。